

第 29 回赤村農業委員会総会議事録

招集日時	平成 28 年 11 月 4 日 (金) 13 時 30 分
招集場所	赤村住民センター 研修室 2・3
開 会	平成 28 年 11 月 4 日 (金) 13 時 30 分宣告
一、本総会の出席委員は次のとおりである。(議席順)	
1 番委員	秋 元 善 照 (議長)
2 番委員	三 橋 淳 一
3 番委員	宇都宮 正 彦
4 番委員	春 本 英 世
5 番委員	加 未 啓 二
6 番委員	木 村 義 明
7 番委員	金 子 司
8 番委員	春 本 敏 典
9 番委員	宮 原 マツ子
10 番委員	鷺 谷 又 美
11 番委員	在 津 圭 太
12 番委員	大 場 信 司
14 番委員	原 廣 和
15 番委員	田 口 実
16 番委員	春 本 清 治
二、本総会の欠席委員	
13 番委員	中 田 守

三、本総会の書記は次のとおりである。
書 記 瓜 生 覚
四、本総会に職務のため出席した者の職氏名。
事務局長 溝 邊 浩 和
書 記 瓜 生 覚
五、本総会の議事案件は次のとおりである。
・議案第65号 農地法第5条の規定による農地転用について
・議案第66号 農用地利用集積計画について
・報告事項 農地法第18条第6項による合意解約について
・その他
(13時28分開会)

秋元議長 少し早いようですけど全員揃いましたので、第29回赤村農業委員会総会を開会します。本日の欠席者は13番委員中田委員です。それでは第29回農業委員会総会の議事録署名人を指名します。16番委員春本清治委員さん、3番委員宇都宮委員さんよろしくお願いします。それでは後はもう省略いたしまして議案に移りたいと思います。それでは議案第65号を議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

瓜生書記 (議案第65号 農地法第5条の規定による農地転用について、朗読説明を行う。)

秋元議長 はい、事務局の説明が終わりました。それでは地元委員さんの補足説明をお願いします。

宇都宮委員 はい。みなさん大変心配おかけいたしました。●●●の申請が提出されましたのでご審議よろしくお願いします。

秋元議長 はい、地元委員さんの説明が終わりました。この件に関してご意見のある方。

- 鷲谷委員 ちょっと検討時間を頂けませんか。ちょっと資料が多いので中を見る時間をください。
- 金子委員 いいですか。今資料では譲渡人と譲受人となっていますがこれは売買ですか。
- 瓜生書記 はい。3頁の申請書の番号でいきますと4番の所に使用貸借と書かれているように、これは無償で借り受けるということになっております。売買ではありません。
- 金子委員 分かりました。ちょっと確認ですが、地元は全部オッケーになったんですかね。前回の時に1名反対されてるって言っていたから。
- 瓜生書記 はい。農振の関係で隣地承諾を頂くという話がありまして、ちょうど10頁の●●●●氏の承諾がなかなか頂けないという経緯がありまして、●●●●●●側も何回かお話しには行ったんですが、最終的に隣地の承諾は得られませんでした。ですから今回●●●●氏の隣地承諾は得られていない状態となっています。ただ●●●●氏本人が役場に来られた際、私が直接対応していないので何とも言えませんが、参事補佐の藤澤補佐が●●●●氏と会われて、この●●●●の件はどうなったのかとお話しがあったそうです。その中で、●●●●氏の方からは承諾は得られていませんが、法律的には問題無いということで進めさせていただいています。今こういう段階で進んでいますということを説明したそうです。それに対して●●●●氏は怒ったりはなく、地元の人とトラブルだけ無いように進めてくれというふうに話があったのは聞いています。
- 原委員 これは、排水とかごちゃごちゃするやろうけど、これ合併浄化槽ですよ。これはしょっちゅう水が流れるわけ。どれぐらい水を使うんやろか。それと赤村の排水基準とかはあるわけ。
- 宇都宮委員 ちょっといいですか。それに関して前々回か、私と宮原委員で●●●●のきのこ施設に見学に行ったって話し聞いてなかったですかね。そこはけっこう広い菌床を作ってるんですけど、その時の水の出が前回言ったように、水道を全開に開けて半分ぐらい閉めた時の水の量が出ていました。だからそんなに心配するような量は出ないですね。そして菌が駄目になった時も、田んぼに撒いたり畑に撒いたり堆肥になりますからね。だからそう害はないでしょうね。

鷺谷委員

いいですか。ちょっと二つ、これには農地法第5条ということでここ所有権移転という項目で上がっているんですが、さっきは移譲、譲渡と言いましたよね。それは所有権移転にならないんじゃないですかね。移転をするんですか。名義変更をするんですか。その確認です。

瓜生書記

名義は●●氏のままですね。

鷺谷委員

ということは、貸借ということですよ。

瓜生書記

そうですね。

鷺谷委員

ということは、所有権移転にはならないですよ。

瓜生書記

そうですね。使用貸借なので所有権移転ではないですね。

鷺谷委員

そうすると農地法第5条の申請でいいんですか。それと調べてる間にもう一点いいですかね。転用になると計画書や資金計画などは提出書類に入っていると思いますが、その他に原委員さんの言われたような、浄化槽について従来家を建てる時には浄化槽の承諾を貰いなさいという項目があったと思うんですが、今は貰ってないんですか。今、宇都宮委員さんは●●に視察に行きましたということでしたが、視察は結構なんですけど、家を建て浄化槽を設置し用水路に流す時には、その許可を貰いなさいということを定義付けていないんですか。なぜ言うかということ、私が浄化槽を設置した時に、下の水路の了解を貰って来て下さいということで行政から言われました。今回はその辺はクリアでいいんですかということ。

原委員

さっきの続きですけど、こういう物を建てて仕事の間を与えるということは、農業委員の立場じゃなくても赤村としていいことと思うんですよ。ただ私は排水がすごく気になったんですよ。農業委員会が排水まで口を出すことか出さないことかそこら辺はちょっと分からないですが。出さないことであればいいんですけどね。例えば、下の人が何で農業委員会が許可したのかとなった時にですね。排水基準とかがちゃんと分かってないと、色々問題があるんじゃないですかね。私も建設業を長い間やってたけど、浄化槽の構造とか全部図面付けて、どの業者がやるとか全部付けて確認申請とか出すわけですよ。全ての人がオッケーしてないと聞いたからちょっと気になったわけです。排水のことを全部周りの人がいいですよと言っているなら私はいいと思うんですけど。

らでお願いします。それではこれで第29回赤村農業委員会
総会を閉会します。

(閉会 14時07分)